（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

（理由）

様式第五（第四条第二項関係）（日本工業規格Ａ列４番）　［様式を加える。］

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第４項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

建築主　　殿

所管行政庁　　印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第３項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第４項の規定により通知します。

記

１．提出年月日　　平成　　年　　月　　日
２．建築場所

（理由）

（延長する期間）

（備考）

様式第六（第四条第三項関係）（日本工業規格Ａ列４番）　［様式を加える。］

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第５項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第　　号
平成　　年　　月　　日

建築主　　殿

所管行政庁　　印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第５項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として